

---

令和元年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

令和元年12月11日 (水曜日)

---

議事日程 (3)

令和元年12月11日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

---

【傍聴者数】 13名



午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 6 番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6 番 本田 浩君

皆様、おはようございます。

まず一般質問に入る前に、今回、大変大きな被害になりました台風 15 号、19 号関連で被害に遭われた方々には心よりお悔やみを申し上げますとともに、復旧・復興の真っ最中にいらっしゃる皆様には、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

通告書に沿った形の中で質問させていただきます。

自然災害を自分の町に置きかえて、今回被害がなかったのは台風の進路が変更したためであり、偶然でしかないというふうに思っております。ここ最近、報道でよく「命を守る行動を」と呼びかけがっております。この「命を守る行動を」が発信されたときに、どのような行動が迅速に幅広い方々がとれるものかということを考えてみました。先日実施をされました避難訓練も重要な、かつ有効な行動訓練でありましたけれども、自分を守り、家族を守り、地域を守る行動がどのくらいとれるのかということで、課題はまだたくさんあるのかと思っております。

近年発生している大雨、台風、津波、地震とあらゆる自然災害が過去最大規模、今までに体験したことのない大きさ等々、毎年のように「過去最高」の言葉が近年使われているように思えません。ここ数年、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨が大量の雨水をもたらしますが、ここ最近の自然災害の雨は、ゲリラ豪雨が広範囲で大雨を降らせて、大量の雨水が川に流れ込んでいるというふうに思っております。ここ遠賀川で考えてみますと、たくさんの小さな川が遠賀川に注いでおりますので、大量の雨水が遠賀川に流れてくるものだというふうに思っております。テレビの映像を見ても、町中が川のようになり、自然の猛威をまざまざと見せつけられています。このような台風は事前の情報がたくさん出された中で対応を迫られていますけれども、地震・津波となりますと事前情報がたくさんあるわけではなく、発生後、数分で大きな被害をもたらすような形になってまいります。災害時はエリアの誰もが被害に遭っていて、誰もが被害の

当事者となり、大きな災害ほど当事者はふえてまいります。いたずらに不安をあおるつもりはありませんが、例えば昼間の対応であれば人の動きも敏感なんでしょうけれども、深夜のおおよその人たちが就寝中に地震が発生し、大規模な被害が発生したとすれば、なかなか避難場所に避難をすることも困難なことだというふうに思っております。一人一人が自分ごとにしないと助けられません。芦屋町は町の中央を一級河川の遠賀川が流れている上に、日本海に面しており、一たび川の水、海の水に関する被害が発生したときには、どのくらいの初期行動が早い時期にとれるのが重要なことだというふうに考えております。そこで、近年の大規模災害において被害を最小限にするためには、自分の命は自分で守ることが重要であるとして、町としての支援対策等々についてお尋ねをいたします。

要旨1、災害発生時における対策本部の組織についてということで、大規模な災害が発生しそうなとき、あるいは発生したときに災害対策本部が設置をされますけれども、大雨・台風は事前の情報が多種多様な形の中で出てまいります、地震・津波となりますと短時間の間に被害が発生するので、実際に災害等が発生したときに、どのような組織がどのくらいの短時間のうちに発足できるものかということについてお尋ねをいたします。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

では、お答えいたします。

地域防災計画では、地震・津波の状況に応じて3段階に分けて組織体制及び職員の配置体制を整えるようにしております。芦屋町で震度3の揺れを感じたとき、町に津波注意報が発令されたときに地震・津波第1配備となり、災害警戒本部を立ち上げます。そのときの配備要員は、課長、防災担当課員、各施設管理課員が参集するようになっております。次に、芦屋町で震度4の揺れを感じたとき、町に津波警報が発令されたときに地震・津波第2配備となり、災害警戒本部を立ち上げます。その時の配備要員は、税務課、住民課、議会事務局は係長以上、その他の課は課員全員が参集するようになっております。震度5以上の揺れを感じたとき、全庁的な警戒体制が必要になったとき、町に津波警報以上が発令されたときに地震・津波第3配備となり、全職員が参集するようになっております。

本部につきましては職員が災害情報を各自で収集し、状況に応じてなるべく早く参集するようにしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

行政職員の中には正規職員、それから非正規職員と大きく分けて二分されると思いますけれども、非正規職員は災害対策本部の組織の中には組み込まれていないのではないかなというふうに思っております。その中で、現在、芦屋町の町職員の正規職員、それから非正規職員の人数がどのくらいなのかということについてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害対策本部につきましては、参集につきましては正規職員が参集という形で計画を立てております。正規職員と非正規職員という形で、11月時点におきまして正規職員が160人、非正規職員が178人となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今現在、正規職員、非正規職員の人数の案分をお聞きいたしました。全体として町職員の方々の、町外の方も今たくさんいらっしゃると思いますので、一たび大きなものが発生したときに、早い時間帯に芦屋町に駆けつける、あるいは町内に住んでも休日どこかに出ている、あるいは深夜に及ぶというようなことでなかなか難しい面も出てこようかと思っておりますけれども、大規模なものが発生したときには、行政に頼っているだけではなかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、そのような状況がもし長期に及んだときに、災害に対してどのような対応を行政のほうでは今現在考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

長期になった場合の対応という形についてお答えいたします。地震・津波については、日にちや時間などさまざまなことが想定され、職員が対応していくということが必要になってくると思います。また、長期の災害対応・復旧となりますと町の職員のみでは対応が難しい面があるため、通常の業務と災害対応という形になりますので、通常業務につきましては、ある程度の非正規職員でありますところの対応や増員をしての対応は必要になってくるというふうに考えております。また、福岡県を通じまして人的な派遣要請等を他市町村に依頼をしていくという形の中で、状況に応じた対応が必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移らせていただきます。

自分のこととして捉えるための具体的な周知方法についてということでお尋ねをいたします。町民の皆様には、自分のこととして捉えていただく必要がありますけれども、大きな災害のない芦屋町の現状では、自分のこととして捉えている方は少ないのではないかというふうに思っております。もし万が一発生したときに備えて、町民の方々には自分のこととして捉えていただく周知がもっと必要だというふうに考えております。今後さらなる周知に向けて、どのような方法をお考えになられているのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

さらなる周知方法に向けてという形ですけれども、町民への周知につきましては毎年、広報あしや6月と9月に2回掲載を続けております。6月の広報では出水期前でありますので、水害・洪水に対するためのポイントとして、1. 災害発生時の危険な場所を知る、2. 指定避難所を知る、3. 避難情報を知る、4. 気象情報・災害情報をいち早く入手する、5. 浸水情報を緊急速報メールで受信するなどのポイントを掲載しております。また、災害に備えて地域でつながりをつくらうと題して、避難行動要支援者名簿についてを記載しております。9月の広報では9月1日が防災の日であることから、防災の基本行動、自助・共助・公助について、ハザードマップの無料配布について、非常持出品について掲載しております。町のホームページについても、芦屋町地域防災計画、芦屋町洪水・土砂災害・津波ハザードマップ、土砂災害警戒区域、指定避難所・指定緊急避難場所の一覧、緊急速報メールによる緊急情報の提供、防災情報リンク集、マイタイムラインの作成について等を掲載し、防災知識の普及に取り組んでいます。

今後さらなる周知方法につきましては、なかなかすぐに効果の出るものは難しいと考えております。現状の広報掲載や町のホームページでの周知が中心となっていきます。その中で、自助・共助の重要性や大切さを情報発信していくという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

大規模な災害が発生したときには警察、消防、自衛隊と頼りたい組織があるんですけども、なかなか、大規模であるがゆえに、頼れればいいのでしょうけれども、被害が広範囲に及んだときには、自分の命は自分で守るという基本が非常に大切になってくるかと思います。インターネットでいろいろと調べてみましたところ、なぜ人は逃げ遅れるのかということで見ました。どうも人は「自分だけは大丈夫」と思うことが多いようです。非常時には「自分だけ大丈夫」と思うことではなくて、まず「逃げること」、この「逃げること」が一番重要というふうになりますので、自分は非常に危ないと思う自覚が必要でありまして、普段から心がけることは安全な場所への移動を習慣化すること、これは訓練の繰り返ししかないのではないかなというふうに思っております。

昨日の萩原議員の質問と重複する部分もあるかもしれませんが、要旨の3に移ってまいります。自治区の避難訓練の支援についてということでお尋ねをいたします。

自主的避難訓練を実施するに当たっては、自治区の要請があれば支援をするということでお聞きしておりますが、それ以上に積極的に、トップダウンで行政のほうから30地区を避難訓練の対象として、避難物品を御家庭から持ち出すぐらいの真に迫った訓練というのも必要なのではないかなと思っております。啓発をしていく中で、やはり何かの際には、お一人お一人が判断できるといったことも重要かと思っておりますので、100%の人が——子供を含めて、お年寄りも含めて100%の人が自分の家がどんな地域なのかということがわかるような、そんな周知をお願いしたいなというふうに思っております。自主防災組織などを通じた徹底についても、今現在では十分にはできていない状況であるかというふうに考えております。芦屋町のホームページに掲載をされておられます避難確保計画様式というのをホームページで見せていただきました。非常に素晴らしいものだというふうに思っております。この分については事業所の形をとってるのかなと思っておりますが、これが、各自地区がその形をとれるような形に中身を変えて作りかえると、非常に地域が見えてくるのかなというふうに思っております。その中で見ますと、具体的には遠賀川の水位が、あるいは西川の水位が何メートルに達したときには、防災体制として「こういうふうにやりましょう」というようなことが具体的に書かれてありますので、これをもっともっと具体的に使っていくと非常にいいのかなというふうに思っております。

そこで、現在の自主避難訓練の支援についてお尋ねをいたします。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

自治区の避難訓練への支援につきましては、今、本田議員が言われましたとおり、自治区からの要請があった際に随時対応をしているのが現状でございます。近年では、昨年、幸町からの御

要望をいただき、出前講座として避難訓練を実施し、津波発生時の避難経路や避難場所等、確認をしております。自治区への支援は今後も継続して取り組んでまいります。一方で職員のマンパワーの問題から、複数回、自治区での避難訓練を支援することは難しいのが現状でございます。このため、まず芦屋町主体の避難訓練、全自治区を対象とした全体の避難訓練を考えておりますので、そちらのほうに参加をしていただいて防災知識の普及を図りつつ、将来的に自治区主体の避難訓練の実施に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほども申しました「命を守る行動をとってください」というのは、今マスメディア等を通じていつも言われていることなんですけれども、現実、自分の身に置きかえてみますと、何をどうしていいのかわからない、そういった非常事態のときには判断ができないのが現状ではないかなというふうに思っております。例えば避難をしようとしたときに、いつもの経路が土砂災害で潰れている、あるいは水がたくさんあるというようなことで、非常に判断に迷うところかなというふうに思っております。ハザードマップもたくさん町内の中に印をされておりますけれども、急傾斜のところや壊れる可能性があるということも普段から認識しておくことで、いざというときに速やかな、慌てない避難ができるのではないかと思っております。先ほども申しました、不安を必要以上にあおるということはないにしても、どうしても災害ということになりますと万が一の話になってしまうんですけれども、万が一のときにみんなが助かるようにという話を皆さんに御理解いただいて、日ごろの生活の中でさらなる避難訓練が必要ではないかというふうに思っておりますので、先ほど総務課長のほうから継続的にと話を伺いましたので、ぜひ今後もよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に要旨4、防災士の育成についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

ここで、その防災士ということについて少し紹介をさせていただきますが、防災士は阪神・淡路大震災以降に発足をした組織であるということになっておりますけれども、防災士の基本理念としましては、「助けられる人から助ける人へ」ということになっております。

大きく3つのコンセプトに分かれておまして、1つが自助。自分の命は自分で守る、自分の安全は自分で守るのが防災の基本です。災害時に命を失ったり大けがをしてしまったら、家族や隣人を助けたり、防災士としての活動をすることもできません。まず、自分の命を守るために日ごろから身の回りの備えを行って、防災・減災に関する知識と技能を習得し、絶えずスキルアップに努めますという、まず自助というものがあります。あと2つあるので、ちょっと読ませてい

たきます。2番目に共助というのがありますが、地域・職場で助け合い、被害の拡大を防ぐ。災害の規模が大きければ大きいほど、消防、警察などの公的な救護活動が十分に機能するまでには一定の時間がかかります。そこで、発生直後における初期消火、避難誘導、避難所開設などを地域住民自身の手で行うために、地域や職場の人たちと協力をして災害への備えや防災訓練を進めます。防災士はそのための声かけ役となり、リーダーシップの発揮をしますということが1点です。最後の協働。3つ目なんですけれども、町民、企業、自治体、防災機関等が協力をして活動する。日ごろから行政を初め、防災・減災にかかわる多様な機関、団体、NPOなどと密接に連携し、防災訓練等の活動を通じて、お互いに顔の見える関係をつくり上げ、災害に強いまちづくりを進める。また、大規模災害が発生したときには、それぞれが可能な範囲で被災地救援・支援活動に取り組みますという、この3つのコンセプトに分かれておりますけれども、私は特にこの3番目の協働の中に出てきます「お互いに顔の見える関係をつくり上げ、災害に強いまちづくりを進めます」という、この一言があるんですけれども、芦屋町にとっては小さな町であるがゆえに、お互いの顔の見える関係づくりというのは日ごろから非常に構築できていると思いますので、災害に強いまちづくりができるんだらうというふうに思っております。

そこで、要旨に沿った質問をさせていただきますけれども、防災士の制度が広く認知されるように、ここ最近なっまってまいりました。先月、2019年11月末現在で男性で15万3,389名、女性で2万9,194名、合計いたしますと18万2,583名の防災士が今、日本全国で登録をされている現状であります。その中で、芦屋町では今現在、何名の防災士がいらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

現時点で、まず芦屋町の職員につきましては、防災士の取得をしている職員はいません。あと、日本防災士機構に確認したところ、芦屋町で10人の方が資格を取得されているということでございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

この防災士は、講習と認定試験を経まして防災の意識・知識・技能を持っている人たちでありますけれども、そのような人たちが町内にたくさん存在すれば、非常に防災に強い町になるかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自助・共助の観点からも、地域の中に防災士がふえることは非常に大切だと考えておりますし、このような方々が地域における防災リーダーとして活躍していただくことができれば、芦屋町の地域防災力の向上につながるものと考えております。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後、芦屋町としまして防災士を育成していくという予定等がありますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、防災士の注目度が高まっており、県内の自治体でも防災士の育成の取り組みが行われております。今後、県内の状況などを加味した上で、防災士の育成に向け資格取得の助成についても検討していきたいと考えておりますし、職員についても防災士の資格を取らせたいという形では考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

最後は提案で終わらせたいと思いますが、今の総務課長の話を伺っておりますと、将来的には芦屋町でも防災士が育成されていくというふうに承りましたけれども、例えば、芦屋町の中で防災士等が実施する防災フェア、こういったものをいずれ開催できれば非常に外向けにも、それから芦屋町民の内向けに対しても非常に災害に強い、そして関心のある町として注目されるのではないかなというふうに思っております。商業だけではなくて、こういった防災で人をたくさん集めて、芦屋町の中で人がにぎわうということも、何も無いことが1番ですけれども、何かあったときにお役に立てるフェアとして活躍ができるというふうに思っております。遠賀4町の中でも芦屋町だけが、遠賀川とそれから日本海ということで、非常に川の水と海の水に面しておりますので、遠賀4町の中でも芦屋町が非常に水の被害のことにしましては、ないほうがいいですけどもリスクがある、あるいはそういったことが発生したときには非常に頼りになる大きな組織とし

て、遠賀4町の中でも航空自衛隊芦屋基地があるというような形の中で、フェアをするにしても大きな競艇場の施設があるとかいうふうに、非常にいろんな周りのものが充実をいたしておりますので、将来的にですね、そういったフェアが芦屋町の中でできればいいなというふうに思っておりますので、御検討いただければなということでの提案にさせていただきたいと思っております。

件名2に移らせていただきます。

英語教育の現状と今後のあり方についてということでお尋ねをいたします。昨年の12月に辻本議員もお尋ねされてますので、ダブる部分もあるかとは思いますが、これからの時代はグローバル化やAIなどの技術革新が急速に進み、予測困難なことがたくさん待ち受けている時代の中で、子供たちにはみずから課題を見つけ、みずから学び、考え、判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められていくことと思います。学校での学びを通じ、子供たちがそのような生きる力を育むために、来年度から小学校、そして、その次に中学校の学習指導要領が改訂をされた後、2020年度から導入が予定されています小学校英語教育に伴って、現在、町内小学校、中学校ではどのような英語教育が実施され、また、変更されようとしているのかをお尋ねをしたいと思っております。

要旨1番なんですが、確認を含めまして、芦屋町では児童・生徒に対してどのくらいの授業が行われており、また、この授業時間が今後どのように変更になるのかについてお聞きいたしますとともに、2018年度、2019年度は移行期間と位置づけてありますけれども、現在スムーズな移行期間として進行ができていくのかについてお尋ねをいたします。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 三桝 賢二君**

まず、お答えしたいと思います。

まず、現在の小学校1年生から中学校3年生までの授業時間についてお答えいたします。現在、小学校では1・2年生が年間10時間、3・4年生が年間25時間、5・6年生が年間60時間の授業を行うようにしております。中学校は1～3年生まで年間140時間、週4時間の授業時数というふうになっております。これが、来年度以降どのような授業時数になっていくかということですが、小学校の1・2年生は本年度と変わらず年間10時間。3・4年生は本年度から10時間ふえて年間35時間、週1時間となります。5・6年生も本年度から10時間ふえて年間70時間、週2時間というふうになっていきます。中学校のほうは新しい学習指導要領に移行していても授業時数はそのまま変わらず、1年生から3年生まで年間140時間、週4時間という形になっていきます。

続きまして、現在スムーズな移行ができていますかという御質問ですが、芦屋町では外国語活動・英語教育担当者会というものがあまして、その中で本年度の外国語活動実施内容、そういったものを確認済みであります。で、どういった方々が入っておられるかという、小学校の英語教育担当者と中学校の英語科の教員という形になります。そういった形で話し合い、検討した結果、具体的には次の4点の部分を確認しているところでございます。まず1点目は、本年度の授業時数については、文科省の規定された時間よりもプラス10時間、実は多く実施しております。それで、移行に向けたスムーズな接続を持たせています。2番目として、授業についてはデジタル教材等のICT機器の活用を初め、クラスルームイングリッシュの活用、授業の流れカードの活用、そのようなものを図ることによって各小学校の学習形態をそろえて、中学校への接続を考えています。3点目は、日常の活動では、朝の放送で、例えば日にち、曜日、そういったものを学んでおりますので、それを英語で紹介する。または給食の時間、例えばきょうの食材に卵、エッグは出てますというような、野菜、それから飲み物、そういったものを英語で言うなどの取り組みをしております。あと4点目、研修では、これは教員研修向けですが、研修では、校内での英語授業力向上研修、小・中連携授業研修会で英語の授業を小・中の教員で見合い、改善点等を話し合っって英語力の向上を目指しています。このような取り組みを行っているので、現在スムーズな移行ができていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ただいま、さまざまな取り組みの内容をお聞きいたしました。現在行われている授業の中で、読む・聞く・話す・書く、それぞれのウエート、あるいはバランスというものがあるのではなかろうかというふうに思っておりますので、そこをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず、現在行われている授業がどのようなものかということから先にお答えしたいと思います。小学校の低学年では英語を使った遊び的な活動を行っています。小学校の中学年では年間カリキュラムに沿って25時間の授業を展開しています。例えば、担任とALTというのが、英語の指導助手がいますので役割分担をしながら、聞く・話す活動を中心に進めています。例えば挨拶や自己紹介、好きな遊びなどを英語で表現したりしております。小学校の高学年では同じようにカリキュラムがございまして、カリキュラムに沿って60時間の授業を展開しています。中学年

と同じく、担任とALTが役割分担をしながら進めています。1学期の間は担任が補助的な役割、2学期は担任が主担当者としての役割、3学期は担任ができる限り一人でも授業ができるようにしております。活動の内容は、聞く・話すことに加えて、読む活動と書く活動が少し加わってきます。例えば、読む活動では絵と文字を関連させて読んだり、大文字や小文字を読んだりする活動を位置づけています。書く活動では英語の大文字と小文字を書けるように指導したり、例文を参考にして書き写す活動を位置づけています。このようなことで、小学校では聞く・話す、こういった活動が中心となります。中学校ではこれに加えて、読む・書く活動が加わり、中学校では一体的に総合的にそれぞれの技能を育てるという活動で、バランスよく4つの4技能、5領域が取り込まれているという活動になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

詳細な内容をお聞きいたしました。こういった取り組みがありますと、その結果がどうなのかというのが気になるところでありまして、子供たちの、生徒の英語力、これについては近隣の市町村、または全国平均というものがもしあるのであれば、習熟度がどのくらいあるのかということについてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

4月に全国学力・学習状況調査がありました。これは参加人数が一番多いので、一番客観的な評価になろうかと思えます。ことし初めて、中学校の3年生で英語科が実施されました。全国平均と比較して悪かったという結果が出ました。そこで、その結果を受けて中学校ではICT教材のさらなる活用、習熟度別少人数授業、イブニングスタディーの英語科の基礎講座の増設等に取り組んで、日常の授業改善と補充学習の強化に努めてきました。また、3年生は本年度より30人の4学級化、これは昨年度が40人で3学級だったのを本年度30人の4学級化ということを実施しました。こういったことを含めて成果が出だしたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後も引き続き、子供たちの英語の学力の向上を目指して、ぜひよろしくお願ひしたいという

ところで、要旨の2番目に移らさせていただきます。

先日、私、小学校の低学年、それから高学年の授業を少し見学をさせていただきました。そういった中から質問させていただきますが、現在の小学校・中学校において、ALTとの連携はどのようにしているのかについてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

お答えいたします。

小学校では学級担任と主幹教諭で前月、1カ月前を目安に打ち合わせを行って、授業日程や活動、役割分担等について会社——これは、小学校はインタラックという会社からALTが派遣されております。そこへ連絡をしたり、インタラックのホームページに予定を入力したりしています。もし変更があれば、当日までにALTに伝えるようにして連携を図っております。ALTとの授業時数は、低学年ではALTと年間10時間、中学年ではALTと年間25時間、高学年ではALTと年間45時間の授業を行っているところでございます。中学校では英語科の教員とALTが直接打ち合わせをして行っております。当然、英語が話せるわけですので、直接打ち合わせをしています。1年生ではALTと年間70時間、週2時間の授業を行っています。2・3年生ではALTと年間35時間、週1時間の授業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後ふえる授業時間の増加に伴いまして、現在のALTの先生で対応するものなのか、または人数をふやしていくものなのか。担当の先生のみで授業が可能になるということで、ALTとの連携した授業は今後どのような変更になっていくのかということについてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

今後ALTとの授業時間がどうなるのかということです。小学校の1・2年生は先ほども言いましたように、今後、年間10時間ということでございますので、本年度と変わらずALTと年間10時間行う予定にしております。3・4年生は本年度より5時間減の年間20時間、ALTとの授業を計画しております。5・6年生は逆に10時間ふやして年間55時間のALTとの授業を考えております。したがって小学校中学年、それから小学校高学年とも担任のみで行う時間

が年間15時間というふうに計画しているところでございます。中学校においては本年度と授業時数が変わりませんので、1年生では年間70時間、週2時間、2・3年生は年間35時間、週1時間というようなALTとの授業時数を計画しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

小学校は担任制で授業をされておられますので英語専科の先生はいないと思いますけれども、担任が教えることに今後なりますと、サポートがあるとしても負担が増すのは確実だというふうに思っております。英語授業の準備などに時間が今以上に必要となり、今でも働き過ぎと言われている先生方が、さらに忙しくなるのではという心配もたくさん出ております。先生方への研修は既に始まっているというふうには思いますが、どのような研修をして、どのようなサポートをしていくのか、先生方の授業に向けた準備は順調に進んでいるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

先生方の授業の準備ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、芦屋町では外国語活動・英語教育担当者会があつて、移行期間の英語教育について検討して、年度ごとの活動内容、カリキュラムについて確認済みでございます。また、学校における英語の授業力向上研修会や小・中連携授業で授業をもとにした協議会、また、英語が堪能な小学校の教員が行う授業を参観して、英語力の向上を図っております。このような取り組みを計画的に進めて、小学校教員の英語力の向上、そして準備、来年度の完全実施に向けた準備を落ち度なく進めているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

じゃあ、要旨の3番目に移らさせていただきます。

学童クラブへの遊びを通じた英語教育の導入についてお尋ねをいたします。特色ある学童クラブのあり方として、放課後学童クラブ内で過ごす時間の中で、外国人の人と一緒に、遊びの中で英語を学べる特色ある学童クラブというものが存在として捉えられるのではないかなというふう

に思っております。例えば週に1回、2回、長期休暇の夏休み等利用した、そういった時間を使って外国人に学童クラブの中に入っていただいて、外から見ると芦屋町には芦屋町国際交流等が存在をして、毎年たくさんの外国人が町内のイベントに招かれていることもあって、そういったパイプを通じた外国人の方々と児童たちが触れ合っていただく方法で、先ほども述べましたが、あくまでも例の一つであり、ほかにもいろいろなアイデアがたくさんあるのかと思いますけれども、肝心なことは、子供たちが一緒に遊ぶ中から英語を学び、自然と学ぶことができるという特色ある学童クラブが芦屋町の中にあつたらいいのではないかなというふうに思っております。

よく、ここ最近、即効性のある英語力という話も出てまいります。なかなか私も過去、英会話、チャレンジしたことがありまして、無理やり話すことは何とかできるにしても外国人の方を目の前にすると、なかなか、うまく話すことに一歩引いてしまうという自分があることが十分わかっております。小さな子供たち、この先日、山鹿保育所の中で子供たちが英語に触れた歌とか言葉を話しておりましたけれども、ああいった時期から全く壁を低くして外国語に触れることで、自然と身につくのではないかなというふうに思っておりますので、机に座った座学ということではなくて、遊びの中で、例えばトランプをすとか外で駆けっこをすとか、そういったときの言葉が英語ということであれば、自然と身につくのではないかなというふうに思っているんですけども、こういった特色のある学童クラブのあり方について、これから提案していくということについてはいかがなものかということでお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

学童クラブの設置目的は、放課後や学校休業日に家庭で保護者の保育を受けられない児童を対象に一定時間の生活指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ると学童クラブ設置条例にあります。学童クラブの中で遊びを通した英語教育はできないかとの御質問ですが、主たる目的以外の英語教育のために予算措置を行い実施することは難しいのではないかと考えています。また、家庭内に保育の環境がある家庭の子供たちは学童クラブに入会できませんので、その児童との不公平感も出てくるものと思われまます。担当課としましては、遊びを通した英語教育をするのであれば、学童クラブで実施するのではなく、希望する子供たちが参加できるような、そのような機会を捉えて行うことのほうがいいのではないかと考えておるところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今言われました機会の均等ということで、学べる機会を均等にとということで、平等ということ  
は十分理解できるわけでありますけれども、このことについて波多野町長に伺いますが、この件  
についてはいかがお考えでしょうか。特色のある学童クラブをつくるということについては。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の質問は、学童保育という学童クラブで英語教室を設けてはどうかということで、よろしい  
ですかね。わかりました。

確かに、今からの世の中というのはマスコミ等でも世間でもいろいろ言われておりますように、  
英語力を高めるというのは非常に大切なことだと思っておりますが、その前に日本語がしっかり  
しゃべれるようにしなくちゃいけないという意見も多いわけでございます。今の昨今の事情、ス  
マホで全部、事を済ませるとか、短文で友達と会話をするとかですね。まず驚かされたのは、「て  
にをは」が言えないと。例えば「コップに水を入れなさい」とかを「コップを水に入れなさい」  
とか平気で子供たちがしゃべるといふ、そのような現状もあるということも捉えておかななくては  
ならないと思います。そういう中で学童保育に英語ということなんですが、先ほど来から課長が  
申しておりますように、やはり学童クラブの設置目的というのがありますので、それに沿って行  
政としては粛々とやるわけでございます。

それにしても、今、幼いときから英語に触れる機会をつくろうということで、先ほど本田議員  
が言われましたように、私も先日の山鹿保育所のお遊戯会に行きついでにびっくりしたんですけど、ま  
ず、開会の挨拶が子供たち、小さい子供たちが出てきて英語で1人ずつが、まあ単語ですけどね、  
単語でしゃべって「えっ、そこまで。」ということですね、びっくりしたわけでございますが。  
そういうふうにして、やはり今、幼稚園、保育園でも英会話教室というのが実施されております。  
そして、それは町からもその補助金を出しておるわけでございますが、今後、この幼稚園、保育園  
での英会話教室が、それから小学校の英語、先ほど来、教育長から述べておりますように、そ  
れが今度小学校の英語の教育につながっていくのではないかと考えております。その効果も上が  
っていくのではないかと期待しておるところではございます。そして中学生につきましては、議  
員も御存じのように、中学生を対象とした海外のホームステイ事業を行っております。それを今  
まで隔年でやっておったんですが、来年度から毎年実施するようにいたしております。そして、  
そういうことによりまして、語学力の研修、そして国際的な感覚を学んで、今からのグローバル  
な視野を持って行動できる人材を芦屋町から育てていきたいと思っております。そういうふう  
にやっただけでございます。いずれにいたしましても、議員の御提案というか、その学童クラブ  
での英語教育というのは考えてはおりませんが、議員が言われますように外国の方とまず触れ  
合うというこ

とをですね、生の英語を聞いたり話したりする、そのようなことは大切だと思っております。今後の子供たちへの英語教育の充実や必要性は十分認識しておりますので、どうぞ御心配なく。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ありがとうございます。

芦屋町ですね、さまざまな総合力を使って、健やかな子供たちの英語力が伸びることを祈念いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。再開は11時よりいたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長 横尾 武志君

再会いたします。

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。通告書に基づいて進めていきます。

その前に訂正をしたいと思います。2行目にですね、700メートルとこうなっていますが、これは959メートルです。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

じゃあ進めます。件名1、荒廃し続ける芦屋海岸について。芦屋港建設により、漂砂は西方の離岸堤、消波ブロック、300メートルの防砂堤、芦屋港、そして959メートルの沖波止に向けて移動しながら港湾内に流入しています。一方、漂砂は循環がとまり非均衡の状態に陥り、芦屋港西側の芦屋海岸線に堆積が続き、汀線は前進し海岸線は拡大しております。拡大した砂浜からの飛砂は強風にあおられ、後背地の住民に深刻な被害をもたらしています。

県と町は里浜づくりと称して飛砂対策を目的にした松の植樹をボランティアの協力もあり、平成26年から30年にかけて約2万3,000本を植樹いたしました。しかし、拡大した芦屋海岸は、人的工作物によりますます荒廃化と自然破壊が進み、海・海岸・浜辺の自然環境・景観は大きく変貌し、昔の面影をすっかりなくしてしまっています。この現状は多くの町民の知るところです。そこで以下の点について伺うわけですが、その前に写真の説明をしたいと思います。

写真は4段で19枚ですね。その中でまず見ていただきたいのは、4段目の右側にありますの

が海浜公園の第3駐車場の展望台から見たものです。そして、この最下段の右側が本来の展望台なんですね。ところが、町長、これです。最下段の右側が、いわゆる展望台です。その左側の、1番左側ですね、最下段の左側はその展望台から見たのですが、階段も見えません。そして次は、子供たちが自転車でこの道路を通ろうとしても、押してしか通れない。アクアシアの柵も埋まっております。そこに200メートルぐらいあります樹木は、2メートル50から3メートルあるんですけど、生き埋め状態になっているんですね。それが重機によって約300万円かけて、毎年のように町や県が掘削して、その砂は海に返したり、また、あるところに運んだりしてあります。そういうこともあって、ないしは背後地の住宅、幸町や西浜、そういうところの背後地に砂が飛砂するということですね。「じゃあ、松を植えよう」ということで2万3,000本の松を植えたわけですね。そうしますと、1番上の写真、こういう静砂垣ですね。そして次が防砂垣。次も防砂垣。次は静砂垣。防砂垣。このように、防砂垣というのは砂を食いとめる。前面ですね。そして静砂垣というのは10メートルくらいありましょうか、松を植える際に松を守るために静砂垣をつくる。まだ松を植えて4年、5年ぐらいしかならないんですが、もうこのように強風によってですね、倒れ、朽ち、無残な姿になっている現状です。2段目はですね、これは管理道路といいまして、その管理道路そのものに砂が押し寄せてきている。左から1枚目、2枚目ですね。松は生き埋め状態になっています。静砂垣そのものを埋め尽くしています。で、3段目は、これは松を植えたけれどもまだまだ砂が飛んでくるということで、約3メートルの防砂フェンスをつくっているところですね。これが最初は、この写真は試験的につくった20メートルぐらいのものです。25くらいかな。それで効果があると思ったんでしょう。去年の夏でしたか、197メートルつくり上げました。で、左から2番目の人が通っているところは、その防砂フェンスを乗り越えて、わずか1年ですよ。わずか1年で乗り越えて、港湾敷地の中に入り込んでいます。そして3枚目、3段目のですね、ペンペン草が——ペンペン草ではありませんが、こういう雑草が生えております。このように、私はいつもカメラを持って散策しながらですね、胸を痛めながら、こういうことでもいいんだろうかと。私は芦屋生まれの芦屋育ちの人間ではありませんが、皆さん方の多くは小さいときにここで砂遊びをし、海で戯れ、そして、そういう中であって自然に対する畏敬の念、そういう形で人間形成されたと思うんですね。でも、今の子供たちはこういう体験はできないんです。残念でたまりません。

そこで質問に入りますが、1、松の生育に悪影響を及ぼしている砂の除去についてどう考えているのか。2番目、朽ちてしまった防砂垣・静砂垣は松の育成を阻害し、見るも哀れな状況であるが、そのままよいのか。3番目、今申しました、静砂垣間の通路は草が生え、また砂がたまっている現状を把握していますか。その3つを答えていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

それでは要旨1から3まで、まとめて答弁させていただきます。

まず要旨1の、松の生育に悪影響を及ぼしている砂の除去についてお答えいたします。海岸線に近い部分の松については、議員御指摘のとおり砂に埋まっている場所がございます。この里浜を管理しております福岡県北九州県土整備事務所に確認しましたところ、海岸線に近い松の堆砂は当初から想定しているものではあるけれども、経過観察をし、松の生育に影響がある場合は砂の除去を行うということでした。町としましては、今後も引き続き里浜の適正な維持管理について、福岡県に要望をしていきたいというふうに考えております。

続きまして要旨の2、朽ちてしまった防砂垣等についてお答えします。この防砂垣及び静砂垣についても、議員御指摘のとおり一部破損している箇所があり、芦屋町としても里浜を管理している福岡県に状況を報告し、適切な維持管理を要望しているところです。福岡県北九州県土整備事務所の回答としましては、松がある一定の成長を遂げた段階で防砂垣及び静砂垣は不要なものとなるため、本来破損しても松の成長に影響がなければ修繕は行わないとのことでした。しかしながら、破損している箇所の一部は周囲を通行する際に危険と思われる箇所があります。また、見た目もよろしくないため、今後も引き続き修繕及び撤去について福岡県に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、最後になりますが要旨3、静砂垣間の通路の状況についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、状況については町及び福岡県も把握しております。芦屋町としましては、今後も引き続き里浜の適正な維持管理について福岡県に要望してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そこでちょっと、皆様方にちょっと感想なり意見なりですね、お願いしたいなと思っておりますが、どうですか。私も二、三回こういう状況、これは6月議会だったと思いますが、何枚か重複してきますね。重複してきます。その後ですね、ないしはその前からこういう現状について「妹川がこんなことを指摘してるけど、本当だろうか。」ということで、そこを注意深くですね、散策した執行部の皆さん、どれぐらいいらっしゃるか、ちょっと挙手を。手を挙げていただきたいんですけど。お願いします。

お1人ですか。3人。（「私は挙げんでいいですか」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。（「いいですか」と呼ぶ者あり）あ、そうですね。一緒に行きましたね。はい。ありがとうございます。

どうでしょう。ぜひですね——あ、町長は手が挙がらなかったんですけど。こういう現状。(発言する者あり)手を挙げて。(「みんな砂像とか何とか行ってますので」と呼ぶ者あり)いや、砂像はいいんです。このね、前面のところ。(「自然とあの辺を歩けば、みんな目にしていますので……」と呼ぶ者あり)だから、私が言っているのは(「わざわざ言われたからといってそれを視察してはいない。自然とみんな散歩道で。そういうことで手を挙げなかった」と呼ぶ者あり)はい、わかりました。私が指摘したのは、やはりこういう松が十分に育っているのか、妹川がそういう「朽ちた柵が倒れてるよ。」とか、そういうことを言っているが、本当だろうかということの視点で見ながら、散策されたことがあるかということですね。はい、わかりました。

それで町長はですね、この基本計画の中にですね、基本計画の、立派な基本計画の中の初めに町長は、「芦屋港を芦屋町の、海の魅力を生かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点に位置づけるとして芦屋港をレジャー港化する。」とあります。町長がいうところの、町長のいう海の魅力って何だろうかと思うんです。お答えできたらお願いします。海の魅力って何でしょうか。芦屋町の海の魅力。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いや、海の魅力は海の魅力であって、やはり、よそからお見えになった方は「すばらしいところですね。潮の香りがして、そして夕日が沈む。絶景ですね。」というところで。

まあ蛇足になりますが、今、行っている、いろんところが注目しておる、いずれ議会でもお話ししますが、あその石けん屋さん何て言ったかね。パルセイユ。夏井ヶ浜のパルセイユさん。ここは今、オーガニストといって自然のもので石けんをつくっている。それが結局、京阪電鉄という大きな企業なんです、そこが新しい事業を始めるということで先日行ってきたんですが、京都のど真ん中に9階建てのビル建てて、3階までが自然のものを扱うということで、金井さんのそれに目をつけられまして、何度も足を運ばれておられる。ここはすばらしいということで。詳しいことは、また後日言いますが、それと、今度は松本市に行きますが、さわらの件で。さわらをつくっている、そこの方もこの前、副市長がお見えになりました。それで経済界の重鎮の方もお見えになりました。「すばらしいですね。」ということ。

そういうことで、我々はいつも、生まれてこの方ここで育っていますので、当たり前ですが、山のほうで育った方、都会のほうの方はその海の魅力というのがある。海の魅力はやはり海で、その一言でしかない。山の魅力は山。紅葉があって四季折々。海も四季折々の顔があるということ。まあ、そういうことではないかと思えます。はい。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

一般的な、概念的なことをおっしゃいましたが、まずですね、芦屋の海のこの写真に載っているようなところを歩いていただきたい。そして、芦屋の海はどうかと。

教育長、今、環境教育の一環でですね、やはり芦屋町の33年前はこういう状況ではありませんでした。皆様方もそこで育ったわけですから。今はこういう現状になっているということなんです。環境教育の一環として、今、大人も子供もですね、今、スウェーデンのグretaさんが地球温暖化に関して全世界にですね、訴え続けておりますが、芦屋町の子供たちにもですね、この芦屋海岸を散策してですね、本当に素晴らしい芦屋の海岸が、こういうふうな、私から言えば自然破壊なわけですけど、そういう状況に至った状況なんかをですね、二度とこういうような環境破壊につながるようなことをしてはならないんだというようなことをですね、身をもって指導する意味で、ぜひ子供たちにもですね、環境教育の一環として芦屋海岸の現状報告をですね、やっていただいたらと思うんですけども。教育長はこれ、現地には行かれてないということですが、御感想をいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。通告書には沿っておりませんので、それは妹川議員の要望ということでよろしいか。

○議員 8番 妹川 征男君

はい。わかりました。そういう形で子供たち、また、先生たちにもですね、出していただきたいと思います。

それで今、要望をですね、県に要望してるということですけども。6月議会でしたか、町長が「県職員がころころ異動する。」と。また、県の職員もですね、本当に2年、3年置きぐらいに異動があるんですね。だから担当者は非常に、また一から話さなければならないという状況でありますので、やはり文書でですね、文書で要望書をやっぱり出すと、要求するというような形をとっていただきたいというふうに要望をしておきます。回答は、もうようございます。

それから4番目にいきます。この、6月議会で提唱した4番目ですね。松の植樹・生育状況、砂や港湾内の実態の検証について、町長は「視察したいと思う。可能であれば、県議会の所管委員会の方に視察してもらうように話したい。芦屋町には自民党の組織があり、自民党の議員さん方に陳情していただいて、一緒に。」ということをおっしゃいました。その後、どう対処されたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まずですね、いわゆる、芦屋町には自民党の分会の組織がありまして、その政調会から毎年要望を出してくれということで、29年、30年、今、手元にあるんですが、芦屋海岸里浜づくり事業についてということで、県土整備部港湾課とかですね。これ一つ一つは時間がないので、こういうふうに出させていただいております。出させていただいておるが、妹川議員に「じゃあ、その結果はどうなんかな。まだ何もしてないやないか。」というような質問であろうかと思うわけですが。その前に、私が言いわけしてもしようがないんですが、何度も何度も県のほうと話しておるんですが、「もうしばらく待ってくれ。」と。「今、災害ですね、災害復旧で、今もう職員が足らん状態である。」ということでですね、「予算もそういう形の中で、ちょっと県の予算もそういう形で回させていただいた。」「それはもう、十分理解できます。」ということで、「それはもう忘れないでくださいね。」ということで。視察にもおいでいただきました。10月28日にですね、夢リアで北九州地区の暴力団追放の決起会議があったときに、その折に行きましようということでですね、副知事の大曲副知事、この方は以前、港湾関係を所管しておったということで。それと、ちょっと名前を聞き忘れたんですけど、松本議員は別件の用事があるので、この段取りは松本県議にさせていただいたわけで。そして岡垣の安部県会議員とですね、ちょっと、名簿はあるんですけど、そのうちの約4名の県議団の方が10月28日に見ていただきました。それからですね、その次に、それから11月の7日の日に、先月ですよ、松本県議、それから私と副町長と活性化推進室長の水摩君、井上係長、企画課長、それから係長、そして県のほうは見坂県土整備部長、それから北九州県土整備事務所の佐野所長、副所長、それとあと何人かおいでになって、それでつぶさにずっと。これは、松本県議は昔から三原朝雄さんの秘書をし、朝彦さんの秘書をし、県の職員よりも詳しいわけでありまして。港湾だとか、ここの砂の件は。それで里浜づくりも、これは松本県議の肝いりというか力添えで予算がついて、あそこまでになったということも言っておきますが、それぐらい、このことについては砂のことについても詳しいわけ。そしてその方が松本県議から、まずですね、県職員に対して、経緯や県の責務等について話をずっとされておりました。ちょっと、はしょって言いますが、全部担当に、「対話について、我々がしゃべったことも全部筆記しなさい。」ということで、抜粋しておりますので。

まずですね、松本県議が、県のその3人ですよ、県土整備本庁の部長ですよ、それから北九州の事務所、それから副所長に、県港湾の建設以降、航路に砂が堆積し毎年浚渫が必要であったため、防砂堤をつくり芦屋海岸側に砂をためるようにすれば、陸域から堆積した砂の浚渫ができるという趣旨。当時、県の約束として汀線を確保するとしていますよ。この方の、県のですね、この方たちは人事異動があるから認識が薄いわけですよ。その認識を改めなさいということで、よく勉強しなさいということで。「県としては約束を守っていないと言われると、まずいですよ。きちんと、たまった砂をとらないといけない。」と、その場において北九州市の佐野所長へ

指示をされました。それから中防波堤、砂防の設置状況、砂防のフェンス付近にたまっておるテトラポットについては、本人が「よくわからない。」というふうに回答をされたので、県議のほうから「調べておくように。」という指示があった。それから、「この防砂フェンスは既存の北側にも設置しないといけない。」というふうに指示をされました。そして、「防砂フェンスや防波堤にたまった砂が飛砂になり、港湾にもたまっている。それを除去しなさい。」と。それから松の件ですが、防砂フェンス付近に松の追加植樹を考えている旨、北九州の事務所のほうから、所長のほうから返事があり、その場でですね。それからですね、県議から「試験植樹の事例からきちんと砂をとって、ゴールを定めてからやらないといけませんよ。」という指示をされました。それから、「植樹した松が砂で埋まらないようにメンテナンスをしないといけない。」というふうに、一部始終、我々が言いたいことを全て県の職員に指示をされております。所長から、毎年実施しているが一部である旨、説明がありました。あと、いっぱいあるんですけど、港湾緑地のあずまやが一部埋まっていることを県の職員に指示をされました。遊歩道、それから階段は「もう埋まるとるやないか。」ということで、とにかく飛砂対策は県の責任として、しっかりやるよう県の職員に指示をされておりました。それから「防砂フェンスを延長しないといけない。自然相手なので対症療法しかできないかもしれないが、飛砂の問題、漂砂の問題、海岸浸食の問題は県の責任として、しっかりやらなければいけませんよ。」ということで、県の職員、いわゆる港湾関係、その本庁の責任者と北九州県土整備事務所の責任者、次長とに、しっかり我々の前で指示をされております。これだけいろんな形で、まだあるんですけど、言えば妹川議員の質問の時間が少なくなります。そういうことですね、先日、この11月7日のときには非常に力強い指示を県の職員にされておりますので、それを見守るしかありません。見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

芦屋海岸はですね、33年前は、もう日本一。本当にすばらしい海岸。そして海水浴場客もですね、非常に多かった。そういう過去の歴史があるわけですけど、人間の都合で港湾をつくり、そして防砂堤をつくり、波消しブロックをつくりというふうに、自然の流れに逆らってそういう人工物をつくることによって、今の現状になってきているわけですね。だから、じゃあそれについて誰が責任をとるのかとか、誰がそういう指示を出して、有識者といわれる方がおられたのかとか、いろいろ検証する必要があると思います。

それで4番目、今、説明がありましたけど、「芦屋町には自民党の組織があり、自民党の議員さん方に陳情していただいて」という、その文言ですね。芦屋町の議会には自民党の皆さん、共産

党、公明党、そして私、無所属ですが、私は環境市民派と名を売っておりますけど、こういう方々がおられるわけですよ。それを「自民党の議員さんと一緒に」というふうにな、まあ、自民党の議員さんに対して、そんなくされているのかどうか分かりませんが、傍聴者の方が「芦屋町行政は町長と自民党議員で動いているのか。」という傍聴者のあきれた声を耳にしました。そして、それを伝えてほしいということでしたので、この場でお伝えしたいと思います。私は今、いろいろと述べられましたが、視察の要請文を出されるなり、我々議員も一同に会して、有識者も含めて、また、植樹活動に参加したボランティアの人にも現状を知ってもらい、草とりや砂の除去作業を行う必要があるのではなからうかと。植えっぱなしではだめなんです。子や孫の将来に禍根を残さないためにも、みんなで精力的に取り組んでいきたいと思っております。ぜひ町長もですね、そういうことについて、議会に、町民にお知らせしていただきたいと思っております。要望です。

じゃあ、件名2番にいきます。

時間が差し迫ってきておりますので、本題はこの2番の芦屋港のレジャー港化についてなんです。芦屋港のレジャー港化に向けて町長の諮問機関、芦屋港活性化推進委員会は12回にわたる委員会を開催し、町長に計画案を答申しました。それを受けて町は、2019年2月から3月にかけて、芦屋港活性化基本計画（素案）に対するパブリックコメントを実施しました。そのパブリックコメントに応募された方は、たったの4件でした。3月末には芦屋港活性化基本計画が発表されました。しかし、福岡県は芦屋町の基本計画の物流施設の変更を7月18日に提案してきました。

そこで以下の点を問うわけですが、1、芦屋港の活用方策についての考え方は、福岡県と芦屋町とは正反対の認識と思われれます。その認識・考えが大きくずれた状況のままに芦屋港のレジャー港化を進めることは問題が大きすぎるのではないかというふうに考えますが、その点についてどうお考えでしょうか。

#### ○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

#### ○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

お答えいたします。

平成31年3月に取りまとめました芦屋港活性化基本計画では、浚渫を含めた港湾施設の維持管理を福岡県が継続的に行うことが必要なこと、災害発生時に広域海上緊急輸送基地としての役割を維持していくことを目的に、全てを観光レジャー用途とするのではなく、一部に物流機能として野積場を残す計画となっております。また、現在港湾施設を使用している事業者があるため、移転に時間を要することから、段階的整備を基本方針として計画しております。芦屋港活性化基本計画は、町長の附属機関であります芦屋港活性化推進委員会で審議を重ねたもので、この中に

は福岡県も推進委員として参画いただいておりますので、一定の理解をいただいた上で取りまとめに至ったと認識しております。

本年7月に福岡県から提案されたものは、芦屋港活性化基本計画をもとに、港湾計画改訂に向けて福岡県で再度精査した結果、県管理港湾として浚渫を含めた維持管理を継続して行うこと、芦屋港に導入する機能や施設の配置が点在しているため、機能の集約化を図ることでより効果を発揮すること、早期の事業化を図ることを理由に、ゾーニングの変更とあわせて、現在港湾施設を使用している事業者を、まず港湾内で移転してもらおうというものでございます。

芦屋町としましては、芦屋港活性化基本計画にある段階的整備の過程においては、一時的に物流事業者との共存期間が生じるものであり、今回の福岡県からの提案は、まず取りかかれるところからやろうということで、町の考え方と大きく変わるものではないというふうに認識しております。また、現在レイアウトを変更した場合の現実性や課題の検討を行うため、芦屋町では芦屋港活性化推進委員会において、また、福岡県ではボートパークと物流機能移転の基本設計において、お互い協力して精査を行っているところで、福岡県も早く事業化の第一歩を踏み出そうという考えで現在検討を進められておりますので、このような点からも芦屋町と福岡県の認識・考え方が大きくずれるということはないというふうに認識しております。ただしですね、芦屋町としましては、物流機能に関しましてはパブリックコメントの意見にもありますように、浚渫土砂の一時保管や災害時の対応のために必要なスペースとして、野積場を確保しなければいけないという考え方を持っております。ただ、物流事業者の最終的な他港等への移転の考え方については変わらないというふうに考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

そういうふうに、あまり変わらないと言われましたけど、6月議会ではですね、芦屋町の問い合わせに対して、県は、地域経済における建築資材等の物流基地として、また、近海漁業の基地として地域の発展に寄与していると回答されましたね。一方、芦屋町の認識は、取り扱い貨物量、入港回数はこちらとも県内港湾のシェアの0.07%。1%未満なんです。非常に少ない。主な用途が砂、砂利の移出入であり、あわせて野積場の全体面積の87%が常時使用されていない。したがって、物流基地としての目的を十分に果たしている状況ではないと、こう答弁されました。また、芦屋港活性化基本計画の67ページには、芦屋港の現状の用途では「地元の芦屋町に経済効果はありません。」と、こう断定していた形で書かれてあります。私は今の答弁は、私はちょっと意外だなと思いましたが、このように芦屋町の認識は、非常に、この芦屋港活性化推進

委員会の設置条例にはですね、「芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析を・・・」と書いてあります。今、6月議会の答弁ではですね、芦屋港の現状を適格に分析しているなど、こう私は判断して評価しておりました。そうであるならばね、芦屋港が物流基地としての目的を十分に果たさず、環境破壊という負の状態に至った理由・原因について検証し、解決策を示し、説明責任を果たすよう県に申し入れる必要があるんじゃないか。その原因を分析し検証もせず、県と町はレジャー港化を推進し、芦屋港の有効活用を進めることが必要であるという理論展開することは、まことに危険であり、また、詭弁であるような気がしてなりません。安易で短絡的な方向での施策は、失敗のもととなるんじゃないか。物流施設の撤去を求める町、新聞記事によれば、芦屋町はですね、この新聞記事によれば、やはり完全に物流機能は撤去したいと。町は港から物流機能を事実上撤去する意向と。ところが、県は存続が前提であるというような認識の違いでですね、あるわけですが。推進委員会の議事録を見ると、推進委員会の中にはですね、やはり完全に撤去していただきたいというような意見が多いような気がするわけですけど。これが進んでいけばですね、レジャー化を進める上で障害となって、私は破綻していくのではないかなという危惧を持っております。

その辺については、担当課長いかがですか。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君**

芦屋海岸の砂の堆積、また、これに伴う飛砂につきましては、芦屋町にとって重要な課題というふうに捉えております。ひいてはレジャー港化についても重要な課題であるというふうに認識しております。芦屋海岸の堆砂の除去等につきましては先ほど答弁にありましたように、福岡県に機会を捉えて要望を行っておりますし、レジャー港化においては、これまでの芦屋港活性化推進委員会の審議においても飛砂や堆砂を危惧する意見が御指摘のとおり多数出されております。これに対しまして、福岡県からは「抜本的な対策を講じる。」というふうに発言もされておりますし、このようなことを踏まえまして、福岡県におきましては抜本的な対策を講じ、また芦屋海岸、里浜と同様に対応していただくように要望等行っているというような現状でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

2番目にいきます。芦屋港のレジャー港化は、海・海岸・浜辺の自然環境・景観を中心に据え、目玉として進めることを主眼に置いています。砂の堆積や飛砂、侵食問題等の解決を先送りにして芦屋港のレジャー港化を進めることには、問題が大きすぎるのではないかと。活性化推進委員

会においてはですね、県は「飛砂対策として松の植樹をしているが、これで十分なのか心配である。西風が吹いたときは、飛砂は相当なものであると実感している。それが商業施設に影響しないかと心配である。住民から理解が得られる飛砂対策が一番大事なことと思うので、しっかり検討してもらいたい。」と指摘されています。芦屋の海・海岸・浜辺の自然環境・景観を奪った原因の解明・究明と適切な対応策の構築を県に求め、その道筋をつけてから施設整備を行うことこそが、健全な公共事業の進め方と考えます。時間がないので、私はそのように考えておりますが、また次回ですね、このことについては問いかけたいと思います。

それで、芦屋港活性化基本計画の28ページには、里浜事業は芦屋港の臨海地区緑地帯として整備されており、今後は他の緑地帯や芦屋港との回遊性を生み出すことが必要と書かれてあります。松林の育成には地域住民が愛着を持って守り育てていく必要がある。そのための組織形成が検討されていますと書かれておりますが、私はこの冊子、これをつくるためにですね、さまざまな予算、それから補正予算、3,200万円相当、それ以上かかったと聞いてますが、その中に書いて何回でもこれ読みました。読んで、その課題等、問題点や課題をちゃんと的確に書かれてるものもありますが、この部分についてはですね、まだほかにもあるんですが、歯の浮くようなね、美辞麗句を書き並べた表現になっていると私は思うんです。里浜緑地ゾーンの松の植樹後の現況、今現在の状況、それから、拡大化した砂の堆積については一言も触れてないじゃありませんか。レジャー港と芦屋港湾背後地のA・B・Cという緑地、あれが十分に維持管理されてますか。本当にあそこで、まあ児童保育園の方々があそこで運動会をやっているのは何回か見受けられますが、本当にあそこを散策しようという状況に置かれているか。その中であって、緑地ゾーンは一体化したエリアであり、観光客を浜辺に導き、楽しんでもらうことを計画されてますが、その浜辺が、松を植えたあの浜辺が荒廃化しては、観光客ががっかりして足が遠のくのではないかとというふうに危惧しております。私がこれだけね、やっぱり説明しているんですから、ぜひね、皆さん方現地を歩いてください。ただ砂像展に行ったとかそれだけじゃなくて、そこの先端に行ってください。

県は航行の安全を図る必要性から、平成20年に「21年間は浚渫工事の心配がなくなり経費の節約になる。」として、300メートルの防砂堤を建設しました。しかしですね、もう今はその役割を果たしてしまいましたね。やはりシミュレーションのとおりの効果を上げることができず、今は砂の堆積、飛砂、侵食を一層早めています。平成30年4月26日の第8回芦屋港活性化推進委員会において委員から、「プレジャーボートの水上で、いわゆるプレジャーボートの海上ヤードというかね、そこで係留する岸壁付近は砂浜になっている。」私も前に指摘しましたが、「防砂堤の設置から10年以上たった現在では、8割方が砂に埋まっており、今後は効果がなくなるのではないかと、砂の堆積をどうとめるか、しっかり調査と対応を検討してもらいたい。」という悲

痛なる声のような声が指摘されています。私は会議録を見ながらですが。それに対し、県は何と答えたかという、「大きな課題として認識しています。プレジャー施設ができてからも砂が堆積し続けるのは問題であるという認識であり、調査や砂が来ている原因を調べたい。」と。昨年の4月ですよ。それから一年半以上にもなるのに、県は飛砂調査や原因を調査したのかと。これについてお答え願います。また、町はその点について指摘したのか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

今、御指摘いただきました第8回の会議の中で、県のほうから「大きな課題として認識しており」というようなことの発言があっております。その後、我々事務的に協議をしていく中で、調査をしたのかということですが、その点の確認は何度もしております。というか、むしろ「調査をしてください。」というお願いをしておりますが、現状、調査をされたという報告はまだ受けておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

口頭でですね、お願いしてもですね、担当者がかわるじゃありませんか。もう2年に何人かこれにかかわった4名か5名の担当者は、今現在1人か2人しかおられないということですから。文書は一応行政の、行政のですね、継続性という意味で、文書主義というのがあるわけですから、文書で要望してください。具体的にですね。そして、県は物流機能を存続し、引き続き港湾管理にかかわりながら、あわせて芦屋港活性化にも協力し、芦屋町にですね、していく方針です。これは新聞記事には、「町は、港から物流機能を事実上撤去する意向だが」と。まあ、そういうお気持ちでしょうが、その物流事業者というのは砂利採取事業者であることから、芦屋港活性化推進委員会において委員から、「観光レジャー港化と砂の船、ダンプカーというのは違和感がある。」と。「砂の搬入・搬出の車両と、一般車両や歩行者がクロスすることが考えられる。安心・安全であることが一番大事なことである。」との指摘をされています。こういった指摘について、町・県はどのように考えているのか。これについては、もう時間がありませんので次回に回したいと思います。

それで、この砂利業者は2社とこの冊子にも書かれておりますが、差し支えなければ事業者名をお答えできれば願います。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

現在、芦屋港を使用している事業者ということだと思います。これにつきましては、平成29年11月22日開催の第4回芦屋港活性化推進委員会で、進捗状況報告ということで、砂事業者へのヒアリングを実施したことの報告をしております。その中で対象事業者の名前を記載しておりますので、ここで御紹介をさせていただきます。1社は株式会社東興商会、もう1社は芦屋港砂野積場利用組合というふうになっております。港湾を管理しております北九州県土整備事務所に確認しましたが、現在も同じ事業者名で許可申請の手続きが取られているということを御報告いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

3番目にいきます。4番目はですね、今までの質問と3番目にも関連しますので、4番目については関連してしますので、項目として削除したいと思います。

3番、県が提案した物流施設変更に対する推進委員の意見はどうであったかということなんですが、その前にですね、この立派なですね、計画書を発表し、その前に推進委員会の皆さんは12回の委員会を開いて、この原案となる計画案をつくって町長に出して、これが発表されたんですね。そして半年もたたない中、その施設配置の一部変更を町に提案してきました。私はこの新聞を見てびっくりしました。これは私、見てなくて、西日本じゃありませんので事務局からいただいでですね、この中にもですね、これまでの議論は何だったのかとか、このメンバーとして、推進委員会のメンバーとして計画案の取りまとめに県も関与していただいに、とかですね。実際、会議録を見ますと、そういう憤慨したというかですね。こういう問題は初めからですね、話が出てたと思うんですけど、なぜ早くこれを推進委員会で議論できなかったかと思う。今後、推進委員会で出た意見が尊重されないと、推進委員会自体が形骸化するではないかという危惧の意見が出ておりましたね。これの会議録を見ると、そういうふうな声ではなかったかなど。

それで質問ですが、その会議録、令和元年の8月の第1回目の、物流施設変更に対して推進委員会での事務局の説明は「本年1月10日に本委員会から町長に答申を行い、それ以後いろいろな動きがあり、7月に入り福岡県からレイアウト変更の提案がありました。突然出てきたわけではなく、町と県との事務協議をして、その後レイアウト提案があったということで、きょうはその報告という形でお集まりいただきました。」ということですね。どのような事務協議を行ったんでしょう。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

まず今、議員がおっしゃいました、いろいろな協議を踏まえてという議事録の部分に関しましては、これは委員長が発言されていることですので。すみません。そこは事務局ではなく委員長の発言というふうに御理解いただきたいと思っております。

事務協議に関しましては、令和元年第3回定例会の議会全員協議会におきましても報告をさせていただいておりますけど、1月の答申以降、執行部内での協議、その後、副知事への面会、この計画の説明以降は事務的に協議を重ねております。本格的には選挙、人事異動等がございましたので、本年の6月以降ですね、本格的に事務的な協議を我々と県のほうで行って来ました。その中でこういう御提案が、県として考えているということでしたので、そういうことであればきちっとしたテーブルにのせてくださいというお願いをした上で、今回7月18日に提案があったという流れでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この物流機能存続のためにですね、この計画に出されてた物流置き場のところからですね、北側のほうですね。つまりプレジャーボート係留のところの手前にですね、物流港として活用すると、変更なんですね。それに対して委員会の方々からですね、先ほども言いましたように、「今の砂業者が高々と積まれる砂をあそこの荷置き場の奥のほうにすれば、砂が飛んでくるではないか。」という指摘に対して、砂事業者が移転した際に飛砂の懸念がある。「移転場所に設備投資をしようと思うが、飛砂対策を含めてどのように考えているのか。」という問いに対して、「移転先に対しては今後、福岡県と事業者との協議がされていくので、これらの話となる。」町としては簡易的な、町としてはですよ、「簡易的な施設や季節風に対応できる防砂フェンスの設置などを福岡県に要望している。」と。今、高さ3メートルの長さ197メートルの防砂フェンスをずっと、写真にもあるようにしてますよね。あの3メートルのフェンスの頂上を乗り越えて、港湾施設内に入り込んでるわけですよ。そして今、そこの砂事業者の周りには、やはり10メートルぐらいあるでしょうかね。目視で8メートルから10メートルぐらいありますよ。「ああいう防砂フェンスを建てないと砂が飛んできます」ということだろうと思いますが、私はそれだけはやめてください。やめていただきたい。そういう要望は取り下げるべきです。町民は納得しませんよ。これについては、もう時間がないので。もう景観台なし、丸潰れ。今でさえ、あそこの道路を歩いて海

が見えないんですから。まあ、町民の声がありますが、やはり町民の願いは、海砂・砂利中心の物流基地の移転・撤去であると。物流機能を維持したままのレジャー港化はあり得ないと。身の危険を感じると。ダンプが来る。子供を持つ親、お年寄りを持つ保護者の方々、砂・砂利の移出の際に、港に観光レジャーの施設は頻繁に大型ダンプが運行すると。だからこそ町は県に対してですね、移転の願いをぜひやっていただきたい。これが町民の願いではなかろうかと思います。

時間がきましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時00分散会

---